

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱 改定案

旧	新
<p>(専門医認定審査)</p> <p>第 18 条</p> <p>専門医の認定審査は<u>後期研修または認定医専門研修中に作成したポートフォリオ</u>ならびに臨床能力評価試験 (Clinical Skills Assessment) および筆記試験等によって行う。</p>	<p>(専門医認定審査)</p> <p>第 18 条</p> <p>専門医の認定審査は<u>後期研修または新制度の専門研修開始後に作成したポートフォリオ</u>ならびに臨床能力評価試験 (Clinical Skills Assessment) および筆記試験等によって行う。</p>
<p>(<u>2020 年 3 月末時点で研修中の専攻医の移行措置</u>)</p> <p>附則第 21 条</p> <p>本則第 5 条の 5 第 2 項の移行措置として、2018 年度および 2019 年度または <u>2020 年度</u>に研修を開始した家庭医療後期研修プログラムの専攻医および一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムの専攻医が以下の条件を満たす場合、それぞれの研修歴を新制度の家庭医療専門研修プログラムの研修歴として認める。ただし、この移行措置を申請できるのは元のプログラムでの研修開始から <u>2 年 1 ヶ月</u>までとする。</p>	<p>(<u>2020 年度までに総合診療専門研修等を開始した専攻医の移行措置</u>)</p> <p>附則第 21 条</p> <p>本則第 5 条の 5 第 2 項の移行措置として、2018 年度から 2020 年度の間に研修を開始した家庭医療後期研修プログラムの専攻医および一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムの専攻医が以下の条件を満たす場合、それぞれの研修歴を新制度の家庭医療専門研修プログラムの研修歴として認める。ただし、この移行措置を申請できるのは元のプログラムでの研修開始が 2018 年度および 2019 年度の者は 2021 年 4 月末日まで、2020 年度の者は 2022 年 4 月末日までとする。</p>
<p>(<u>家庭医療後期研修プログラムを経て取得した家庭医療専門医の移行措置</u>)</p> <p>附則第 22 条</p> <p><u>家庭医療後期研修プログラムを経て取得した家庭医療専門医</u>は、2022 年以降に行われる専門医の更新の際に所定の基準を満たすことにより、新制度の家庭医療専門研修プログラムを経て取得した家庭医療専門医と同等とみなす。</p>	<p>(<u>従来の家庭医療専門医の新制度開始後の更新</u>)</p> <p>附則第 22 条</p> <p>従来制度による家庭医療専門医は、2022 年以降に行われる専門医の更新の際に所定の基準を満たすことにより、新制度の家庭医療専門研修プログラムを経て取得した家庭医療専門医と同等とみなす。</p>